

目 次

条 例	ページ
14 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	2
15 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4
規 則	
6 新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する規則	9
7 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例附則第 10 項の規定による給与月額及び同条例附則第 12 項、第 14 項及び第 15 項の規定による給料に関する規則	14
8 新潟県市町村総合事務組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	23
9 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	25
10 新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	32
11 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	34
12 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬に関する規則の一部を改正する規則	37
13 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	39
14 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	45
15 新潟県市町村総合事務組合個人情報保護に関する法律施行条例施行規則	46
16 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則	79
公平委員会規則	
1 新潟県市町村総合事務組合市町村等職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	85

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和5年3月31日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

新潟県市町村総合事務組合条例第14号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 （略） （定年引上げに伴う経過措置）</p> <p>4 <u>第3条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例附則第10項から第17項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</u></p> <p>5 <u>令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>6 <u>令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u></p>	<p>附 則 1～3 （略） （定年引上げに伴う経過措置）</p> <p>4 改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例附則第10項から第17項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>

は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、改正後の同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

7 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例第23条第3項、第26条第2項第2号及び第27条の規定を適用する。

8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例第14条第2項第2号、第16条第2項及び第32条を適用する。

9 (略)

5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和5年3月31日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

新潟県市町村総合事務組合条例第15号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当</u>及び費用弁償に関する条例</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第2条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、<u>基本となる報酬のほか、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬とする。</u></p> <p><u>(基本となる報酬)</u></p> <p>第2条の2 <u>パートタイム会計年度任用職員の基本となる報酬は、日額とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する報酬の額は、別表に掲げる給料表（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号。以下「給与条例」という。）に定める給料表をいう。）の級及び号給による給料月額を報酬の</u></p>	<p>新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第2条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、<u>日額とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する報酬の額については、管理者が別に定める。</u></p>

基準として規則で定める。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第3条 パートタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務手当に相当する報酬については、勤務時間を考慮して規則で定める。

(休日勤務手当に相当する報酬)

第4条 パートタイム会計年度任用職員に支給する休日勤務手当に相当する報酬については、給与条例第17条の規定の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)で、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、支給する。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1

(報酬の支給方法)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の計算期間は、月の初日からその月の末日までとする。

2 報酬の支払日は、当該報酬に係る勤務をした日の属する月の翌月の21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

(諸手当に相当する報酬の支給)

第4条 パートタイム会計年度任用職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第5条 パートタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務手当に相当する報酬については、勤務時間を考慮して規則で定める。

項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に給与条例第23条第2項に定める支給月数を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

5 第1項から前項までに規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第23条から第25条までの規定を準用する。

(報酬の支給方法)

第6条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の計算期間は、月の初日からその月の末日までとする。

2 報酬の支払日は、当該報酬に係る勤務をした日の属する月の翌月の21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第7条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、第2条の2に規定する日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額とする。

別表（第2条の2関係）

(休日給に相当する報酬)

第6条 パートタイム会計年度任用職員に支給する休日給に相当する報酬については、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号。以下「給与条例」という。）第17条の規定の例による。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第7条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、第2条に規定する日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額とする。

報酬の基準	
行政職給料表 1 級1号給	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 6 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例附則第 10 項の規定による給与月額及び同条例附則第 12 項、第 14 項及び第 15 項の規定による給料に関する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 7 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 8 号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 9 号)
- (5) 新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 10 号)
- (6) 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 11 号)
- (7) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 12 号)
- (8) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 13 号)
- (9) 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 14 号)
- (10) 新潟県市町村総合事務組合個人情報情報の保護に関する法律施行条例施行規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 15 号)
- (11) 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 16 号)

新潟県市町村総合事務組合規則第6号

新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（平成16年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職 条例第2条の規定により退職することをいう。
- (2) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により、職員を引き続いて勤務させることをいう。
- (3) 勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。
- (4) 定年前再任用 条例第12条及び第13条の規定により採用することをいう。
- (5) 定年前再任用短時間勤務職員 条例第12条及び第13条第1項の規定により採用された職員をいう。

(勤務延長等に係る職員の同意)

第3条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、適切な時期に書面により得るものとする。

(定年に達している者の任用の制限)

第4条 管理者は、採用しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に採用することができない。

- 2 管理者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を、特別の事情により昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

(勤務延長等に係る書面の交付)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。ただし、第1号又は第6号に該当する場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第6条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職

員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第7条 条例第10条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面により得るものとする。

(降任等に係る書面の交付)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。

- (1) 条例第8条の規定により他の職へ降任等を行う場合
- (2) 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合
- (3) 条例第11条の規定により異動期間の延長事由が消滅した場合

(定年前提任用の原則)

第9条 管理者は、定年前提任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

(定年前提任用希望者に明示する事項及び定年前提任用希望者の同意)

第10条 管理者は、定年前提任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前提任用をされることを希望する者（以下「定年前提任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前提任用希望者の定年前提任用までの間、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前提任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前提任用を行う日
- (3) 定年前提任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(定年前提任用の選考に用いる情報)

第11条 条例第12条及び第13条第1項の規則で定める情報は、定年前提任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前提任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前提任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前提任用に係る書面の交付)

第12条 管理者は、次の各号に該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。ただし、第2号に該当する場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

- (1) 定年前提任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前提任用短時間勤務職員が当然に退職する場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、令和5年3月1日から適用する。

(準備行為)

2 附則第7項に規定する暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(令和5年改正条例附則第2条第1項の規定による勤務についての準用)

3 第3条、第4条第2項及び第5条の規定は、新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第1号。以下「令和5年改正条例」という。)附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。

(令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)

4 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(令和5年改正条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和5年改正条例による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

5 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(暫定再任用の原則)

6 管理者は、暫定再任用(令和5年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項若しくは第4条第1項若しくは第2項の規定若しくは第5条第1項若しくは第2項の規定又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

(暫定再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

7 管理者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

(3) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

8 令和5年改正条例附則第3条第5項又は第4条第3項において準用する令和5年改正条例附則第3条第5項に規定する職員の同意は、書面により行うものとする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

9 令和5年改正条例附則第3条から第6条までの規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 10 管理者は、暫定再任用を行う場合又は令和5年改正条例附則第3条第3項若しくは第4条第3項において準用する令和5改正条例附則第3条第3項の規定により任期を更新する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。
- (新条例附則第3項の年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)
- 11 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に新条例附則第3項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員としてこれらの規定で定める職員に対する情報の提供および勤務の意思の確認は、これらの規定で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。
- 12 新条例附則第3項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。
- (1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
 - (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）附則第10項から第17項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
 - (4) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成16年条例第22号）附則第21項から第24項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に定年退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、新条例附則第3項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報
- 13 管理者は、新条例附則第3項の規定により勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めるものとする。
- 14 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。
- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
 - (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
 - (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
 - (4) その他任命権者が必要と認める事項
- 15 附則第12項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。
- 16 附則第14項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。
- (令和5年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職、規則で定める者及び定年前

再任用短時間勤務職員)

- 17 令和5年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 18 令和5年改正条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
- 19 令和5年改正条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

新潟県市町村総合事務組合規則第7号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例附則第10項の規定による給料月額及び同条例附則第12項、第14項及び第15項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号。以下「給与条例」という。)附則第10項の規定による給料月額及び同条例附則第12項、第14項及び第15項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例(平成16年条例第41号。以下「定年条例」という。)第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例第9条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第12項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第10項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成16年規則第10号。以下「初任給規則」という。)第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第3条第1項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第5に定める初任給基準表(第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (9) 上限額 給与条例第4条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年条例第11号。以下この号において「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第12項の規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第12項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - エ 異動日以後にその号給を決定された職員

- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第14項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等

に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後にその号給を決定された職員 管理者の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第14項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第10項の規定により

当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定

異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後にその号給を決定された職員 管理者の定める額
 - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第15項の規定による給料の支給)

- 第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であつて、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第10項規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - (4) 降任等相当転任日以後にその号給を決定された職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

- (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 仮定異動期間末日以後にその号給を決定された職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第15項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料

月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、管理者の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、管理者の定める額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第1号に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後にその号給を決定された職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第15項の規定による給料の支給）

第10条 初任給規則第15条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第10項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定

日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、給与条例附則第15項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第15条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となった日以後に委員会の承認を得てその号給を決定された職員
（この規則により難い場合の措置）

第11条 給与条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他のこの規則により難い特別な事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条 給与条例附則第10項又は第11項の規定の適用により給料月額が異動することになった職員に対しては、その旨を通知するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の支給に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第8号

新潟県市町村総合事務組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 新潟県市町村総合事務組合職員の職員の管理職手当に関する規則（平成16年規則第36号）の
 一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給範囲) 第2条 (略)</p> <p>2 別表第1に掲げる職に係る<u>管理職手当</u>の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる職のうち管理者が別に定める職にあっては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。</p> <p>(支給額) 第3条 別表第1に掲げる職を占める職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の管理職手当額欄に定める額（<u>育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員</u>にあっては、その額に新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている</p>	<p>(支給範囲) 第2条 (略)</p> <p>2 別表第1に掲げる職に係る<u>管理職手当額</u>の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる職のうち管理者が別に定める職にあっては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。</p> <p>(支給額) 第3条 別表第1に掲げる職を占める職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の管理職手当額欄に定める額（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）</u>）にあっては、その額に新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下</p>

職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- 2 別表第1に掲げる職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の管理職手当額欄に定める額、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- 2 別表第1に掲げる職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の管理職手当額欄に定める額（短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用職員に関する経過措置）
- 2 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第14号）附則第5項に規定する暫定再任用職員（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第14号）附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の管理職手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第3条第1項の規定の適用については、同条同項中「別表第2」とあるのは「別表第3」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の規則第3条第2項の規定を適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第9号

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則（平成16年規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第8条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第14条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額</u></p> <p><u>イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 管理者の定める額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額</u>)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第14条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「<u>新幹線鉄道等の</u>」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「<u>新幹線鉄道等</u>」と、<u>同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運</u></p>	<p>第8条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 <u>通用期間が支給単位期間（条例第14条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額</u>)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第11条の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第14条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「<u>新幹線鉄道等の</u>」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「<u>新幹線鉄道等</u>」と、「<u>価額</u>」とあるのは「<u>価額の2分の1に相当する額</u>」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「<u>新幹線鉄道等</u>」と、「<u>運賃等の</u>」</p>

賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員等の範囲)

第11条の6 条例第14条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第14条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居(当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第11条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものに限る。)

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定による採用(同法第28条の6第1項の規定により退職した日(同法第28条の7の規定により勤

とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員等の範囲)

第11条の6 条例第14条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第14条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居(当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第11条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものに限る。)

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用(同法第28条の2第1項の規定により退職した日(同法第28

務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

イ (略)

(2)・(3) (略)

(返納の事由及び額等)

第12条の2 (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第14条第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第10条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第14条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者

条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

イ (略)

(2)・(3) (略)

(返納の事由及び額等)

第12条の2 (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第14条第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第10条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第14条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときはその者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 管理者の定める額

(2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合
55,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第11条の7第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 55,000 円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ 前号イに掲げる場合 管理者の定める額

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第14条第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応

(2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第11条の7第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000 円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第14条第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が

じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 第1

項第2号に掲げる事由が生じた場合
にあつては当該事由に係る新幹線鉄
道等(同号の改定後に1箇月当たり
の特別料金等2分の1相当額等が
20,000円を超えることとなるときは、
その者の利用する全ての新幹線鉄
道等)、同項第1号、第3号又は第4号に
掲げる事由が生じた場合にあつては
その者の利用する全ての新幹線鉄
道等につき、使用されるべき通用期間の
定期券の特別料金等の払戻しを、事由
発生月の末日にしたものとして得ら
れる額の2分の1に相当する額(次号
において「払戻金2分の1相当額」と
いう。)

イ 使用している定期券に通用期間が
6箇月を超えるものがある場合 管
理者の定める額

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相
当額等が20,000円を超えていた場合 次
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次
に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合
20,000円に事由発生月の翌月から支給
単位期間に係る最後の月までの月数を
乗じて得た額又は第1項各号に掲げる
事由に係る新幹線鉄道等についての払
戻金2分の1相当額のいずれか低い額
(事由発生月が支給単位期間に係る最

生じた場合にあつては当該事由に係る新
幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当
たりの特別料金等2分の1相当額等が
20,000円を超えることとなるときは、そ
の者の利用するすべての新幹線鉄道等)、
同項第1号、第3号又は第4号に掲げる
事由が生じた場合にあつてはその者の利
用するすべての新幹線鉄道等につき、使
用されるべき通用期間の定期券の特別料
金等の払戻しを、事由発生月の末日にし
たものとして得られる額の2分の1に相
当する額(次号において「払戻金2分の1
相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相
当額等が20,000円を超えていた場合 次
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次
に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 20,000
円に事由発生月の翌月から支給単位期
間に係る最後の月までの月数を乗じて
得た額又は第1項各号に掲げる事由に
係る新幹線鉄道等についての払戻金2
分の1相当額のいずれか低い額(事由
発生月が支給単位期間に係る最後の月

後の月である場合にあっては、零)

イ 第11条の7第3項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

ウ 前号イに掲げる場合 管理者の定める額

4 (略)

(支給単位期間)

第12条の3 条例第14条第8項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当

である場合にあっては、零)

イ 第11条の7第3項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

4 (略)

(支給単位期間)

第12条の3 条例第14条第8項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る
支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月
を超える場合 管理者の定める期間

(2)・(3) (略)

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。

(2)~(5) (略)

(2)・(3) (略)

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。

(2)~(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第10号

新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成16年規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第22条第3項第1号の規則で定める額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>新潟県市町村総合事務組合職員の管理職手当に関する規則（平成16年規則第36号。以下「管理職手当に関する規則」という。）別表第1に掲げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>1種 7,000円</u></p> <p>イ <u>2種 6,000円</u></p> <p>(2) <u>管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>1種 6,000円</u></p> <p>イ <u>2種 5,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 条例第22条第3項第2号の規則で定める額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>管理職手当に関する規則別表第1に掲</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第22条第3項第1号の規則で定める額は、<u>同条第1項に規定する職員の占める職に係る新潟県市町村総合事務組合職員の管理職手当に関する規則（平成16年組合規則第36号。以下「管理職手当規則」という。）別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>1種 7,000円</u></p> <p>(2) <u>2種 6,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 条例第22条第3項第2号の規則で定める額は、<u>同条第1項に規定する職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>1種 3,500円</u></p>

<p><u>げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 1種 3,500円</u></p> <p><u>イ 2種 3,000円</u></p> <p>(2) <u>管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 1種 3,000円</u></p> <p><u>イ 2種 2,500円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) <u>2種 3,000円</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第1号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和52年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第11号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 給与条例第23条第1項後段の別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、<u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）その他管理者の定める者に限る。）となったもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>その他管理者の定める者に限る。）となったもの</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>第5条 基準日前1箇月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は<u>任期付短時間勤務職員</u>としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる</p>	<p>第3条 給与条例第23条第1項後段の別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、<u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項により採用された職員</u>（以下「<u>再任用職員</u>」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）その他管理者の定める者に限る。）となった者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、<u>再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>その他管理者の定める者に限る。）となった者</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>第5条 基準日前1箇月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>又は<u>任期付短時間勤務職員</u>としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる</p>

<p>期間を除算する。 (1)～(4) (略) (5) <u>法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間</u> (勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)～(9) (略) (10) <u>法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間</u> (11) (略) (勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>期間を除算する。 (1)～(4) (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) (略) (勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 <u>再任用職員</u>以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 <u>再任用職員</u>の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第14号)附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条

の4第1項の規定により採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第3条及び第5条の規定を適用する。

- 3 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第14号）附則第5項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第20条の2の規定を適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第12号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬に関する規則の一部を改正する規則（令和2年規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第4号。以下「報酬条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（報酬）</u></p> <p>第2条 <u>報酬条例第2条の2第2項に規定する規則で定める報酬の額は、次の各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>報酬条例第2条の2第2項に報酬の基準として規定する給料月額に12を乗じて得た額を、常勤職員の1週間当たりの勤務時間（新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号）第2条第1項に定める勤務時間をいう。）に52を乗じて得た数から休日数（休日（新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第2号）第8条に定める休日をいう。以下同じ。）の数から日曜日及び土曜日に当たる休日の数を減じた数をいう。）に常勤職員の1日当たりの勤務時間に乗じて得た数を減じて得た数で除して得た額に、パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>前号に定める額に新潟県市町村総合事</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬に関する規則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第4号。以下「報酬条例」という。）<u>第5条の規定に基づき、時間外勤務手当に相当する報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

務組合職員の地域手当に関する規則(平成27年規則第2号)第2条に定める支給割合を乗じて得た額

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第3条 (略)

(週休日の振替等に係る時間外勤務手当に相当する報酬の対象から除かれる時間)

第4条 前条第2項及び第3項に規定する「次条に定める時間」は、次の各号に定める時間とする。

- (1) パートタイム会計年度任用職員が、新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和2年第2号。以下「勤務時間規則」という。)第8条に規定する休日が属する週(以下「休日が属する週」という。)において、休日勤務を命ぜられ報酬条例第4条に規定する休日給に相当する報酬(以下「休日給に相当する報酬」という。)が支給されることとなる場合に、勤務時間規則第4条に規定する週休日の振替等(以下「週休日の振替等」という。)により変更された当該休日が属する週の勤務時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第1項に規定する時間(以下「法定労働時間」という。)に当該休日勤務した時間を加えた時間以下となる場合は、勤務時間規則第3条に規定するあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

2 (略)

(期末手当を支給しない者)

第5条 報酬条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者
- (2) 管理者が特に指定する者

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第2条 (略)

(週休日の振替等に係る時間外勤務手当に相当する報酬の対象から除かれる時間)

第3条 前条第2項及び第3項に規定する「次条に定める時間」は、次の各号に定める時間とする。

- (1) パートタイム会計年度任用職員が、新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和2年第2号。以下「勤務時間規則」という。)第8条に規定する休日が属する週(以下「休日が属する週」という。)において、休日勤務を命ぜられ新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和2年条例第4号)第6条に規定する休日給に相当する報酬(以下「休日給に相当する報酬」という。)が支給されることとなる場合に、勤務時間規則第4条に規定する週休日の振替等(以下「週休日の振替等」という。)により変更された当該休日が属する週の勤務時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第1項に規定する時間(以下「法定労働時間」という。)に当該休日勤務した時間を加えた時間以下となる場合は、勤務時間規則第3条に規定するあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

2 (略)

(端数計算)

第6条 報酬条例第2条の2の基準となる報酬の額、報酬条例第3条の時間外勤務手当に相当する報酬の額、報酬条例第4条の休日勤務手当に相当する報酬の額、報酬条例第5条の期末手当の額及び報酬条例第7条の勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第13号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第13条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）</u>、<u>任期付短時間勤務職員（条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）</u>）及び<u>育児短時間勤務職員等</u>のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>及び<u>育児短時間勤務職員等</u>のうち、<u>斉一型短時間勤務職員以外</u>のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算した日数</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第13条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）</u>）及び<u>育児短時間勤務職員等</u>のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>及び<u>育児短時間勤務職員等</u>のうち、<u>斉一型短時間勤務職員以外</u>のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算した日数</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39</p>

条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となった者（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（条例第13条第1項第3号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となった者（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（条例第13条第1項第3号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））であ

4・5 (略)

6 条例第13条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

(1) (略)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数

7 (略)

第13条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、当該各号に定める場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じ

る場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

4・5 (略)

6 条例第13条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

(1) (略)

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数

7 (略)

第13条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じ

て得た日数に、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数
(1日未満の端数があるときは、これを四捨
五入して得た日数とし、40日を超える場合は
40日)とする。ただし、当該年の初日後に当
該変更後の勤務形態を始め、当該変更後の勤
務日数等が当該変更前の勤務日数等(当該年
において当該変更前の勤務形態を始める前
に当該変更前の勤務日数等を上回る勤務形
態であった場合は当該変更前の勤務日数等
を上回る勤務日数等)を上回らない場合にお
いては、当該年の初日以前に当該変更前の勤
務形態を始めたときは、当該年の初日におい
て条例第13条第1項第1号又は第2号の規
定を適用した場合に得られる日数に、前年
における年次有給休暇の残日数(1日未満の端
数があるときは、これを切り捨てた日数)を
加えて得た日数から、当該変更後の勤務形
態を始めた日の前日までの間に使用した年次
有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該
年の初日後に当該変更前の勤務形態を始め
たときは、当該変更前の勤務形態を始めた日
において条例第13条第1項第1号又は第2
号の規定を適用した場合に得られる日数か
ら当該変更後の勤務形態を始めた日の当該
変更後の勤務形態を始めた日の前日までの
間に使用した年次有給休暇の日数を減じて
得た日数とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員、任期付短
時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等
以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数
及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同
一である育児短時間勤務(以下この条にお
いて「斉一型育児短時間勤務」という。)を
始める場合、斉一型育児短時間勤務をし
ている職員が引き続いて勤務形態を異に
する斉一型育児短時間勤務を始める場合
又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児
短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育

て得た日数に、次の各号に掲げる場合に
応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数
(1日未満の端数があるときは、これを四捨
五入して得た日数とし、40日を超える場合は
40日)とする。ただし、当該年の初日後に当
該変更後の勤務形態を始め、当該変更後の勤
務日数等が当該変更前の勤務日数等(当該年
において当該変更前の勤務形態を始める前
に当該変更前の勤務日数等を上回る勤務形
態であった場合は当該変更前の勤務日数等
を上回る勤務日数等)を上回らない場合にお
いては、当該年の初日以前に当該変更前の勤
務形態を始めたときは、当該年の初日におい
て条例第13条第1項第1号又は第2号の規
定を適用した場合に得られる日数に、前年
における年次有給休暇の残日数(1日未満の端
数があるときは、これを切り捨てた日数)を
加えて得た日数から、当該変更後の勤務形
態を始めた日の前日までの間に使用した年次
有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該
年の初日後に当該変更前の勤務形態を始め
たときは、当該変更前の勤務形態を始めた日
において条例第13条第1項第1号又は第2
号の規定を適用した場合に得られる日数か
ら当該変更後の勤務形態を始めた日の当該
変更後の勤務形態を始めた日の前日までの
間に使用した年次有給休暇の日数を減じて
得た日数とする。

(1) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時
間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの
勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間
の時間数が同一である育児短時間勤務(以
下この条において「斉一型育児短時間勤
務」という。)を始める場合、斉一型育児
短時間勤務をしている職員が引き続いて
勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤
務を始める場合又は育児短時間勤務職員
等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一
型短時間勤務(育児休業法第17条の規定に

<p>児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員等</u>及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第13条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則の規定を適用する。
- 3 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第13条第3項第

2号及び第6項第2号の規定を適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第14号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則（平成16年規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業条例第2条第4号ア(イ)の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 育児休業条例第2条第4号ア(イ)の則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>	<p>（育児休業条例第2条第3号ア(イ)の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 育児休業条例第2条第3号ア(イ)の則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第15号

新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿の作成及び公表は、個人情報ファイル簿（別記第1号様式）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書（別記第2号様式）によるものとする。

(開示決定通知書等)

第4条 法第82条第1項の書面は、開示決定通知書（別記第3号様式）とする。

2 法第82条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（別記第4号様式）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第5条 法第83条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（別記第5号様式）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第6条 法第84条の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（別記第6号様式）とする。

(第三者意見照会書等)

第7条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面は、第三者意見照会書（別記第8号様式）とする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（別記第9号様式）とする。

(電磁的記録の開示方法)

第8条 法第87条第2項に規定による電磁的記録の開示の方法は、印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行うものとする。ただし、当該電磁的記録の全部を開示できる場合において、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複製したものの交

付により開示することができる。

(開示の実施方法等の申出書)

第9条 法第87条第3項の規定による開示の実施方法等の申出は、開示の実施方法等申出書(別記第10号様式)により行うものとする。

(写しの送付の求め)

第10条 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第28条第4項に規定する写しの送付に要する費用の納付は、管理者が指定する納入通知書により納付しなければならない。

(訂正請求書)

第11条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(別記第11号様式)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の書面は、訂正決定通知書(別記第12号様式)とする。

2 法第93条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(別記第13号様式)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第13条 法第94条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(別記第14号様式)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第14条 法第95条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(別記第15号様式)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第15条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別記第16号様式)とする。

(利用停止請求書)

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(別記第17号様式)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第17条 法第101条第1項の書面は、利用停止決定通知書(別記第18号様式)とする。

2 法第101条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(別記第19号様式)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第18条 法第102条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(別記第20号様式)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第19条 法第103条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第21号様式）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第20条 法第105条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（別記第22号様式）により行うものとする。

（その他）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）

第2条 管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年規則第4号）は、廃止する。

（新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正）

第3条 新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則（平成18年規則第5号）を次のように改正する。

第1条中「新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成18年条例第3号）第6条」を「新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第12号）第12条」に改める。

別記第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（本人の数1000人以上）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

別記第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（本人の数1000人未満）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

開示請求書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合
管理者 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () ＜実施の希望日＞ 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。
ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

3 手数料

手数料		(請求受付印)
-----	--	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

<p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</p> <p>(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p> <p>(イ) 本人の氏名 _____</p> <p>(ウ) 本人の住所又は居所 _____</p>
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県市町村総合事務組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合管理者が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

(4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県市町村総合事務組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合管理者が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を 年 月 日までに提出くださるようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を 年 月 日までに提出くださるようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

別記第9号様式（第7条第3項関係）

第三者開示決定等意見書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

別記第10号様式（第9条関係）

開示の実施方法等申出書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合
管理者 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

- 1 開示決定通知書の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

- 3 開示を実施する希望日
年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無
(有 : 同封する郵便切手等の額 円)
(無)

訂正請求書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合
 管理者 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合
管理者



訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県市町村総合事務組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合管理者が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合
管理者



訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県市町村総合事務組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合管理者が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 97 条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

利用停止請求書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合
 管理者 様

(ふりがな)
 氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨 及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

(ふりがな)

イ 本人の氏名 _____

ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県市町村総合事務組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合管理者が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合管理者が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

管理者



諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの新潟県知事に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 号

新潟県市町村総合事務組合規則第16号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則

(新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則(平成16年規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名 印」を「氏名 」に、「職名
氏名 印」を「職名 氏名 」に、「取扱者認印」を「取扱者
確認」に改める。

別記様式第2号中「印」を削る。

(新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則(平成16年規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名 印」を「氏名 」に、「職名
氏名 印」を「職名 氏名 」に、「取扱者認印」を「取扱者
確認」に改める。

別記様式第2号中「印」を削る。

(新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則(平成16年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「職 氏名 印」を「職 氏名 」に、「
取扱者認印」を「取扱者確認」に改める。

(新潟県市町村総合事務組合職員の旅費支給に関する規則の一部改正)

第4条 新潟県市町村総合事務組合職員の旅費支給に関する規則(平成16年規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「次長出納員」を「次長」に、「係」を「課」に、「旅行者確認印」
を「旅行者確認」に改める。

別記様式第1号の2中「旅行者確認印」を「旅行者確認」に改める。

別記様式第2号中「署名 印」を「署名 」に、「確認印」を「確認」に
改める。

(新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則(平成16年規則第38号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び「㊟」を削る。

(新潟県市町村総合事務組合職員の退職勧奨の記録に関する規則の一部改正)

第6条 新潟県市町村総合事務組合職員の退職勧奨の記録に関する規則(平成16年規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「、氏名及び印」を「及び氏名」に改め、「印」を削る。

(新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部改正)

第7条 新潟県市町村総合事務組合財務規則(平成16年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第96条中「又は領収印の押印を受けることができないとき」を削る。

第129条中「事務局長」を「管理者」に改め、「知事に報告し、かつ」を削り、「する手続きをとらなければならない」を「しなければならない」に改める。

別表第5の第4項から第8項までを次のように改め、第9項を削る。

4 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農業協同組合及び農業協同組合連合会

5 農林中央金庫

6 商工組合中央金庫

7 労働金庫法(昭和28年法律第227号)に定める労働金庫

8 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に定める漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

(新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第8条 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則(平成16年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第63条第1項及び第3項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2中「」を削る。

別記様式第1号の3中「 分限免職」を「 分限免職 任期終了」に改め、「」を削る。

別記様式第1号の4中「」を削る。

別記様式第2号中「」を削る。

別記様式第3号から別記様式第7号の6までの規定中「」を削る。

別記様式第8号及び別記様式第9号中「」を削る。

別記様式第10号中「」及び「」を削る。

別記様式第11号中「」及び

「上記の事項は相違ないことを証明する。

年 月 日

長
氏名
管理者

」を削る。

別記様式第13号(表面)中「」及び「」を削り、同様式の(裏面)⑮中「記載して印を押すこと」を「記載すること」に改め、⑮の次に「記載は正しくすること。偽りその他不正の行為によって基本手当に相当する退職手当等の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。」を

加え、〔所属組合市町村等の長の記載心得〕の1中「に印を押した上」を「を」に改め、「記載し、その印を押すこと」を「記載すること」に改める。

別記様式第14号(表面)中「㊟」、「印」及び「印」を削り、同様式の(裏面)中「記載して印を押すこと」を「記載すること」に改め、「に印を押したうえ」を「を」に改め、「記載し、その印を押すこと」を「記載すること」に改める。

別記様式第15号(第1面)中「公共職業安定所 印」を「公共職業安定所」に改める。

別記様式第15号(第2面及び第3面)中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記様式第15号の2(表面)中「㊟」を削り、同様式の(裏面)中3を削り、4を3とし、5を4とする。

別記様式第16号中「㊟」を削る。

別記様式第17号の2(表面)中「印」を削る。

別記様式第18号中「㊟」及び「印」を削る。

別記様式第19号(表面)中「㊟」を削る。

別記様式第20号中「印」及び「㊟」を削る。

別記様式第21号(表面)中「印」及び「印」を削り、同様式の(裏面)中8を削り、9を8とする。

別記様式第22号(表面)中「印」を削り、同様式の(裏面)中5を削り、6を5とする。

別記様式第22号の2(表面)中「印」を削る。

別記様式第23号(表面)中「公共職業安定所 印」を「公共職業安定所」に改め、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記様式第23号の2(表面)中「印」を削る。

別記様式第24号(表面)中「公共職業安定所 印」を「公共職業安定所」に改め、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記様式第25号(表面)中「㊟」を削る。

別記様式第26号(表面)中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に改める。

別記様式第26号の2(表面)中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に改め、同様式の(裏面)中

「5 申請者の記載について

(1) 申請者の記載事項

9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれからにより記載すること。

(2) 事業主の記載事項

ア 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6か月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

イ 6欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。

ウ 7 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が 1 暦月中に 2 回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

エ 8 欄において、4 欄から 7 欄までの記載事項の証明を行うこと。」を

「5 事業主の記載事項について

- (1) 5 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から 6 か月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
- (2) 6 欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
- (3) 7 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が 1 暦月中に 2 回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
- (4) 8 欄において、4 欄から 7 欄までの記載事項の証明を行うこと。」に改める。

別記様式第 27 号（表面）中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に改める。

別記様式第 28 号（表面）及び別記様式第 29 号中「㊟」を削る。

別記様式第 29 号の 2（表面）中「印」を削る。

別記様式第 29 号の 3（表面）中「印」を削る。

別記様式第 41 号を削除する。

別記様式第 42 号から別記様式 46 号までの規定中「㊟」を削る。

（新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則の一部改正）

第 9 条 新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則（平成 22 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号から別記様式第 6 号までの規定中「㊟」を削る。

（新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第 10 条 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式非第 1 号及び別記様式非第 1 号の 2 中「㊟」及び「㊞」を削る。

別記様式非第 3 号及び別記様式非第 4 号中「㊟」を削る。

別記様式非第 5 号中「㊟」及び「㊞」を削る。

別記様式非第 6 号から別記様式非第 16 号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式非第 29 号から別記様式非第 39 号までの規定中「㊟」を削る。

（新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第 11 条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成 16 年規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式消則第 1 号中「印」を削る。

別記様式消則第 2 号及び別記様式消則第 3 号中「印」を削る。

（新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第 12 条 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号中「印」を削る。

（新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則の一部改正）

第 13 条 新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則（平成 16 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

（新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則の一部改正）

第 14 条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則（平成 16 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

（別記様式）中「印」を削る。

（新潟県交通災害共済条例施行規則の一部改正）

第 15 条 新潟県交通災害共済条例施行規則（平成 16 年規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式中「請求者氏名」の欄の「※自署の場合は押印省略可」及び「印」を削り、「4 請求者が自署した場合は、請求者の押印を省略することができます。」を「4 必要に応じて、請求者に内容について照会させていただく場合があります。」に改める。

別記第 7 号様式中「印」を削り、「3 申立者が自署した場合は、申立者の押印を省略することができます。」を「3 必要に応じて、相手方又は目撃者に内容について照会させていただく場合があります。」に改める。

別記第 8 号様式から別記第 11 号様式までの規定中「印」を削る。

別記第 13 号様式中「印」を削る。

別記第 14 号様式及び別記第 15 号様式中「請求者氏名」の欄の「印」を削り、「4 請求者が自署した場合は、請求者の押印を省略することができます。」を「4 必要に応じて、請求者に内容について照会させていただく場合があります。」に改める。

（新潟県市町村総合事務組合公有財産事務取扱規則の一部改正）

第 16 条 新潟県市町村総合事務組合公有財産事務取扱規則（平成 18 年規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「印」を削る。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

別記様式第4号から別記様式第11号までの規定中「㊟」を削る。

(新潟県自治会館条例施行規則の一部改正)

第17条 新潟県自治会館条例施行規則(平成18年規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第12号までの規定中「㊟」を削る。

(新潟県自治会館管理規則の一部改正)

第18条 新潟県自治会館管理規則(平成18年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「印」を削る。

(新潟県自治会館附属駐車場条例施行規則の一部改正)

第19条 新潟県自治会館附属駐車場条例施行規則(平成18年規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第6号中「㊟」を削る。

別記様式第7号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県市町村総合事務組合市町村等職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和5年3月31日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第1号

新潟県市町村総合事務組合市町村等職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等職員からの苦情相談に関する規則（平成17年公平委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公平委員会に対する苦情相談) 第2条 職員は、新潟県市町村総合事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 (1) (略) (2) <u>法第22条の4又は第22条の5の規定による採用に関する苦情相談</u>	(公平委員会に対する苦情相談) 第2条 職員は、新潟県市町村総合事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 (1) (略) (2) <u>法第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定に基づく採用に関する苦情相談</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条から第7条までの規定による採用は、この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合市町村等職員からの苦情相談に関する規則第2条第2号に規定する法第22条の4又は第22条の5の規定による採用とみなして、同規則第2条の規定を適用する。